

保護者の皆様

見沼中学校区義務教育学校
開校準備委員会通学部会

スクールバスの運行に関するアンケートについて

日頃より、学校運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、見沼中学校区義務教育学校開校準備委員会では、見沼中学校区の北河原小学校・荒木小学校・須加小学校・見沼中学校を再編成し、令和4年4月に義務教育学校を開校するため、さまざまな検討事項について協議を行っています。

これに伴い、当通学部会では、標記のアンケートを下記のとおり実施し、保護者のご意見等を把握したいと存じますのでご協力をお願いします。

なお、アンケートの回答にあたりましては、裏面の通学部会の検討過程及び別紙のスクールバスの運行（遠距離通学支援）について（素案）をご一読の上、ご回答ください。

記

- 1 回答期限 令和2年 月 日（ ）
- 2 対象 ・現在、北河原小学校に通学する児童がいるご家庭
・北河原地区在住で令和3年度入学予定及び令和4年度入学予定の児童がいるご家庭
- 3 提出方法 右のアンケート用紙を切り離し、担任の先生へご提出ください。
- 4 その他 1家庭につき、1枚の回答をお願いします。

【問い合わせ】

事務局 行田市教育委員会教育総務課
TEL 048-556-8311
E-mail gakkosaihen@city.gyoda.lg.jp

1 全ての保護者の皆さんにお伺いします

問1 お住まい自治会を記入してください。

（ ）自治会

問2 お子さんは現在、何年生ですか。

※お子さんが複数おられる方は、該当するすべての学年等に○を付けてください。

【小学生】 1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生 4. 4年生 5. 5年生 6. 6年生

【未就学児】 7. 6歳児 8. 5歳児

問3 中学生の通学方法としてスクールバスを導入した場合、利用を希望しますか。

また（ ）内にはその理由をお聞かせください。

- 1. 希望する
- 2. 希望しない（ ）

2 現在4年生以下の児童の保護者の皆さんにお伺いします

※現時点での予定で回答ください

問1 スクールバスを利用しますか。（ ）内にはその理由を記入してください。例:学童保育室利用希望

- 1. 利用する
- 2. 朝のみ利用する（ ）

- 3. 利用しない（ ）

問2 利用予定の停留所に○を付けてください。

※停留所は別添地図を確認ください。【(循環バス)の記載は、循環バスの停留所を利用します】

- 1. A-①岡田医院入口（循環バス）
- 2. A-②北河原（循環バス）

- 3. A-③十王堂前（循環バス）
- 4. A-④北河原小学校前

- 5. A-⑤酒巻（西）
- 6. A-⑥酒巻（東）

問3 「別紙スクールバスの運行（遠距離通学支援）について（素案）」のご意見をお聞かせください。

（ ）

ご協力ありがとうございました

きりとり

＜見沼中学校区義務教育学校開校準備委員会通学部会とは＞

「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」（平成31年3月）では、「学校の再編成や新設によって徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合には、保護者や地域等と協議を行い、通学路の安全確保について対応します。また、徒歩による通学が困難であると判断される場合には、スクールバスを導入します。」「小学校においては、徒歩での通学とし、通学距離が概ね2.5kmを超える区域には、スクールバスを導入します。スクールバスの運行は、停留所方式とします。」としております。

義務教育学校の開校にあたり、行田市地域安全推進連絡協議会の対象支部の方と北河原小学校、荒木小学校、須加小学校それぞれの保護者代表、小中学校の代表による通学部会を設置し、登下校の安全を確保するための協議を令和元年11月から現在まで6回実施しております。

＜開校準備委員会通学部会の検討過程＞

1 通学路について

通学路については、現在の見沼中学校に徒歩で通学することとなる荒木小学校区の通学路部分を中心に協議しております。

荒木小学校PTA役員から通学路の危険箇所をご提示いただきましたので、現在、危険箇所の現地確認を行っております。

通学部会では、保護者の皆様からのご意見をお伺いし、通学路の原案を作成し、その後、必要に応じて関係機関へ交通安全対策の要望を行ってまいります。

2 スクールバスの運行（遠距離通学支援）について

スクールバスの運行にあたり教育委員会から参考資料として、市内小学校の徒歩での最長通学距離や他市のスクールバス運行基準（下記のとおり）をいただき、通学距離が長くなる北河原小学校区及び須加小学校区を中心に協議いたしました。

スクールバスの運行基準については、市の基本方針では概ね2.5kmとなっておりますが、他市のスクールバスの利用基準を参考に「概ね2km」といたしました。

これは、現在通学しているそれぞれの小学校までの最長通学距離が約2kmであることを考慮したためです。

なお、荒木小学校区のうち、国道125号線南側の地域については、通学距離が2kmを超えており、安全性に配慮する必要があるため、スクールバスを運行することとしております。

通学部会では、「スクールバスの運行（遠距離通学支援）」について別紙のとおりとしています。

市内小学校の最長通学距離 （徒歩）	
西小	約2.4km
太田西小	約2.4km
北小	約2.3km

他市のスクールバス基準	
川島町	直線距離2km
小山市	概ね2km
太田市	概ね2.5km